

2016年4月22日
三井住友海上あいおい生命保険株式会社

熊本地震により被害を受けられた皆さまへ
(熊本地震災害専用ダイヤルを設置いたします)

熊本地震により被害を受けられました皆さまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますよう、心からお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの地震により被災されたお客さまに対して、下記のお取扱いを行うとともに、お問い合わせ、ご相談を承っておりますので、ご案内申し上げます。

1. 保険金・給付金等のお支払いについて

約款上に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金等を削減したり、支払わない場合があると規定しておりますが、今回はこれを適用せず、災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

2. お客さまからお申し出をいただいた場合、次のとおりお取扱いいたします。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

- (1) 保険料のお払い込みについて猶予する期間を最長6か月延長いたします。
- (2) 保険金・給付金・契約者貸付金のお支払いについて、お手続きに必要な書類を一部省略する等により、簡易かつ迅速なお取扱いをいたします。

【災害救助法適用地域】

<熊本県> 熊本県内全45市町村

弊社では、4月23日(土)から「熊本地震災害専用ダイヤル」を設置いたします。ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の「熊本地震災害専用ダイヤル」にて承っております。

熊本地震災害専用ダイヤル

電話 0120-321-904 (無料)

※携帯電話からもご利用いただけます。

※受付時間 : 月～金 9時～20時
: 土・日・祝日 9時～18時

以上